

# Ⅱ．事業活動温暖化対策

## 計画指針

計画書・報告書への記載事項、講ずべき措置、評価基準等



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

計画書・報告書への記載事項、講ずべき措置、評価基準等

1. 「事業活動温暖化対策計画指針」の目的
2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」
3. 重点対策とは
4. 添付資料
5. 評価基準

指針の掲載場所 : 県HPトップページ > 暮らし・環境 > 温暖化対策 > 施策・計画  
> 長野県地球温暖化対策条例関係様式(改正後)



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 1. 「事業活動温暖化対策計画指針」の目的

#### 第1 目的

**この指針は、長野県地球温暖化対策条例第12条の規定により、**

- 1 事業者が提出しなければならない事業活動温暖化対策計画書(以下「**計画書**」という。)及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書(以下「**報告書**」という。)に**記載する事項**
- 2 事業者がその事業活動において**講ずべき**温室効果ガスの排出の抑制等のための**措置の内容**
- 3 条例第13条の規定により知事が**計画書及び報告書を評価する基準**

等を定めるものである。

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

#### ● 温暖化対策計画書（**計画書**）

計画書は様式1に必要な事項を記載して様式2を添えて7月末日までに提出する。

#### ● 実施状況等報告書（**報告書**）

**報告書は昨年度ご提出いただいた様式1**に必要な事項を**追記**して**様式3**を添えて**7月末日までに**提出する。

※様式1は「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」

（条例第12条、指針第3及び第4）

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

#### 提出様式一覧

**様式1 (総括票)** : 事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書

**様式1 (個別票)** : 事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書

**様式2** : 事業活動温暖化対策計画書提出書

**様式3** : 事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書提出書

**様式4** : 管理実態 **様式5** : 現状把握

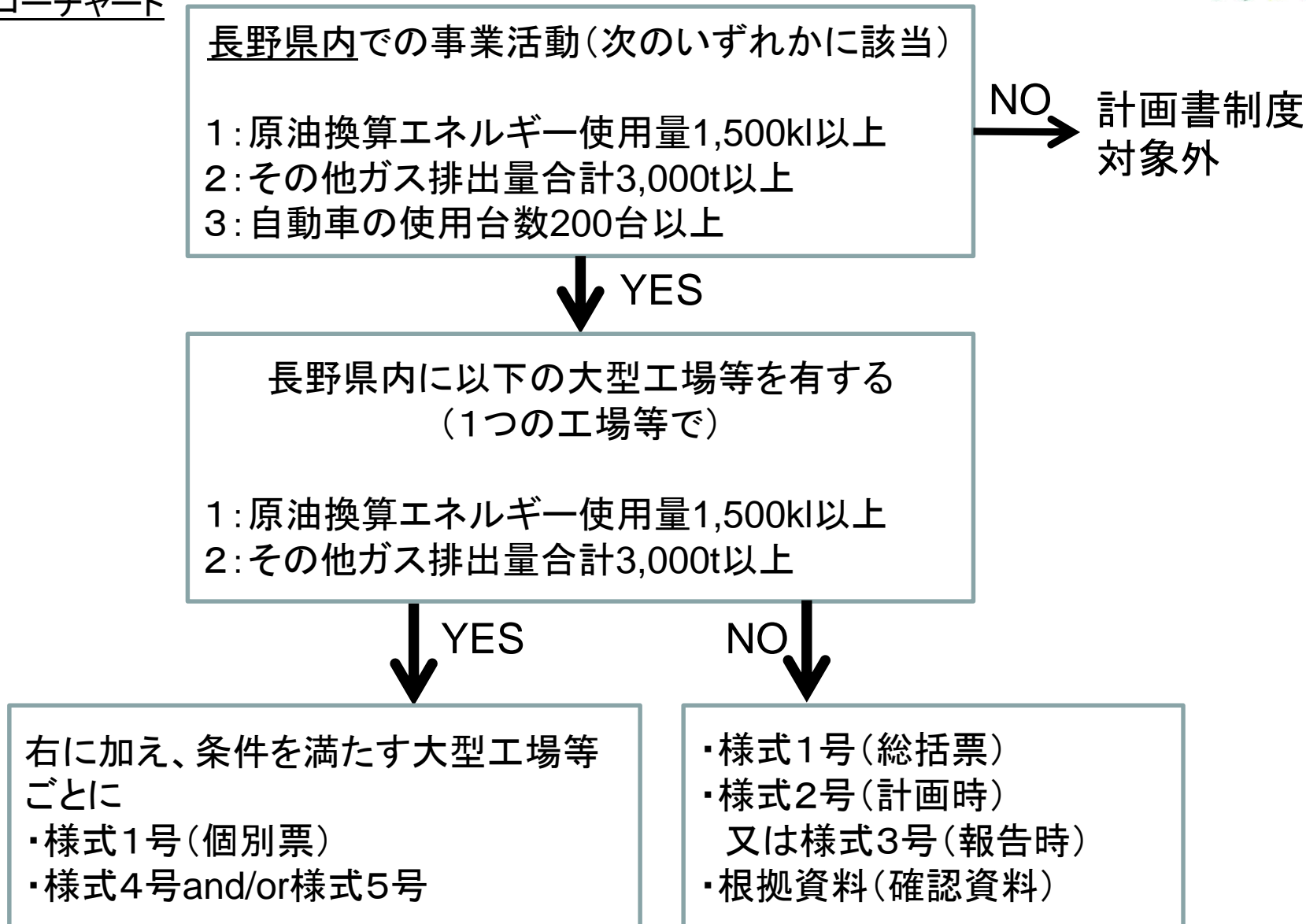
**排出量計算シート** : 該当要件ごと 3種類の排出量計算シート

**委任状**



## Ⅱ. 必要な提出書類

### フローチャート





## Ⅱ. 必要な提出書類

青枠内は該当の大型事業所のみ  
事業所ごとに提出

エネルギーを  
多く使う事業者  
(1,500kl)

総括票  
(様式1)

事業者として  
の計画書

温室効果ガスを  
多く出す事業者  
(3,000 t)

複数の要件  
に該当の場合、総括票  
は共用

自動車を  
多く使う事業者  
(200台)

重点  
対策

重点対策  
確認資料  
指針別表3

その他  
資料

その他資料とは・・・  
・排出量の算定根拠資料  
(排出量計算シートが便利)  
・クレジット確認資料

個別票  
(様式1)

重点  
対策

単独でエネ使用  
1,500 kl/年  
以上の事業所

重点対策  
確認資料  
(指針別表3)

(様式4)

その他  
資料

個別票  
(様式1)

重点  
対策

単独で6.5ガス  
3,000 t-CO<sub>2</sub>/年  
以上の事業所

重点対策  
確認資料  
(指針別表3)

(様式5)

その他  
資料

※上記の他、計画書には様式2、報告書には様式3の「提出書」を添付



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

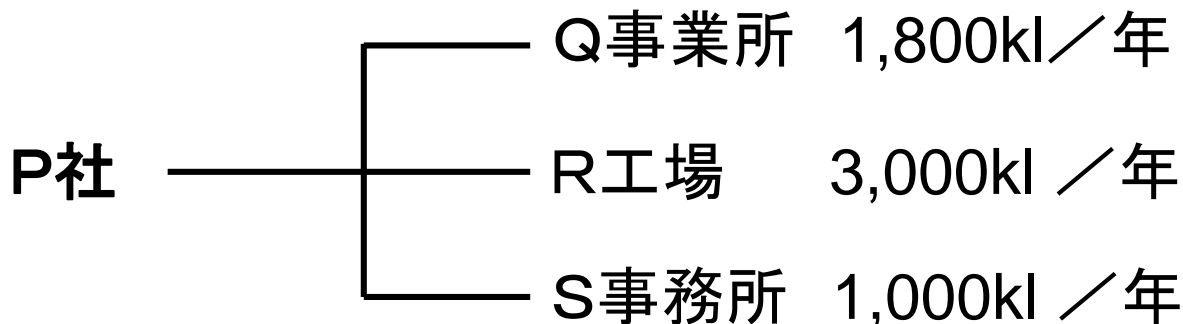
### 2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

#### ● 「個別票対象工場等」とは(指針2ページ 1(5))

- (1) 原油換算エネルギー使用量が1,500kl 以上の工場等
- (2) その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で3,000t 以上の工場等

#### ● 個別票対象工場等の注意

条件を満たす工場等ごとに個別票を作成する。



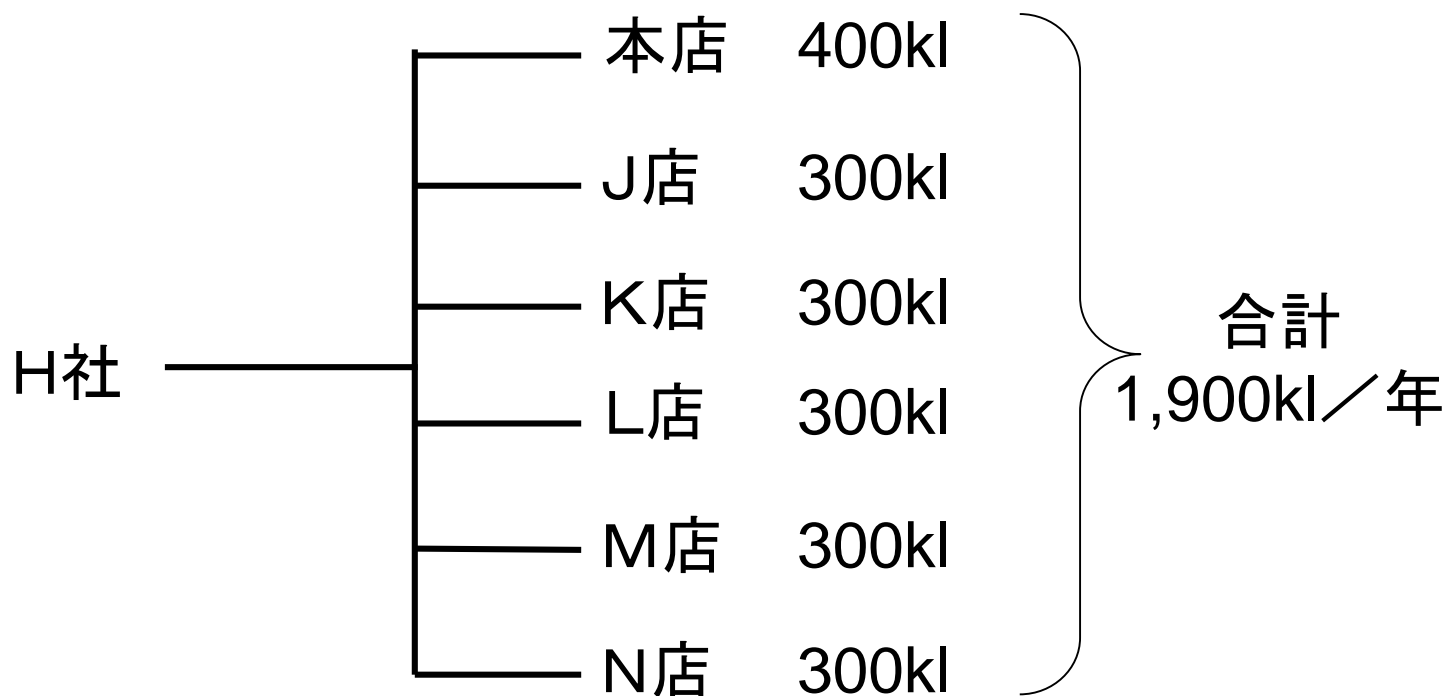
P社は総括票と、2枚の個別票の提出が必要



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

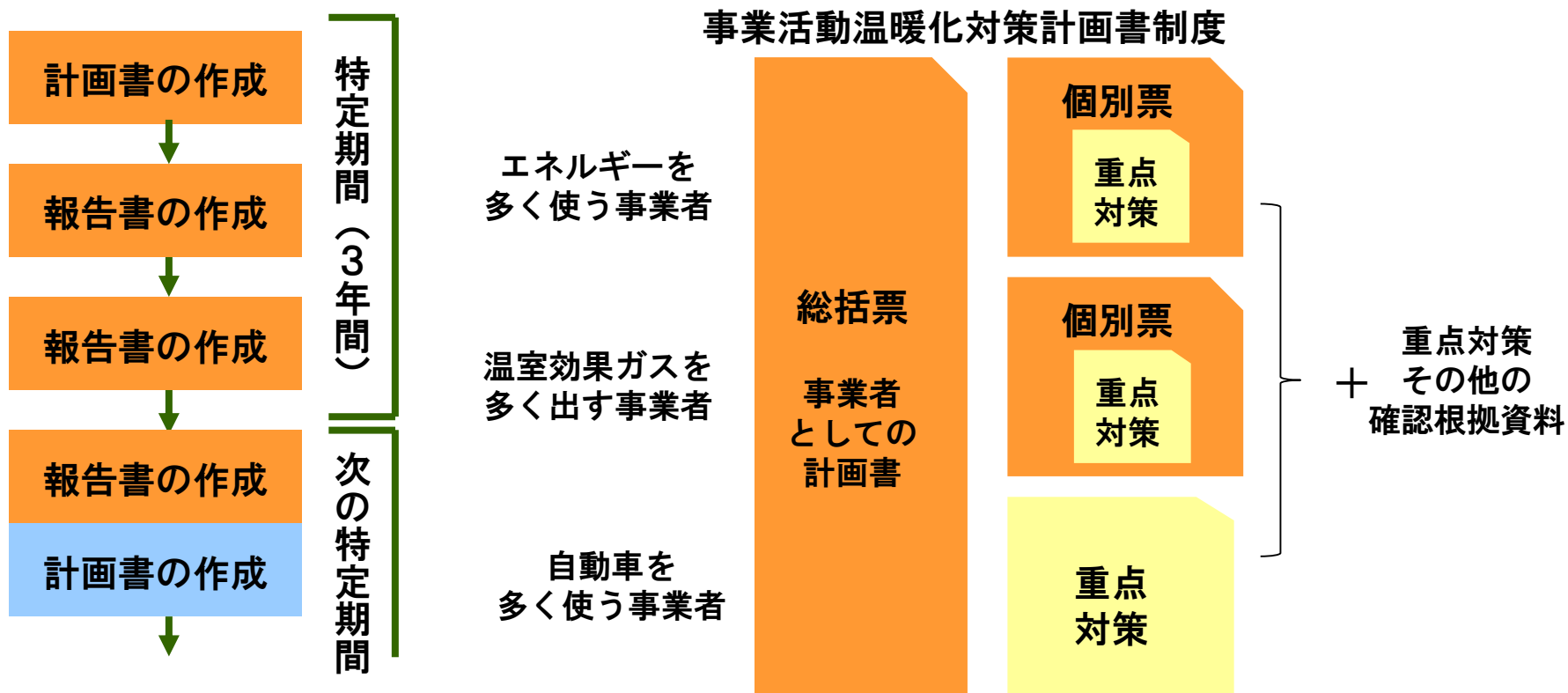
#### ● 個別票対象工場等の注意



H社は総括票と算定根拠等のその他資料のみ提出が必要  
(個別票は不要)

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」



- ①エネルギー使用量と温室効果ガスの要件を満たす場合でも、個別票対象工場を持たない事業者は、**個別票の提出不要**
- ②自動車の台数が200台以上にのみ該当するものは、**個別票の提出不要**
- ③総括票と個別票で**様式が異なる**。
- ④計画書と報告書の**様式は同一（加筆する様式）**



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

#### ● 「様式1 記載内容」

総括票	個別票
1 事業者等の概要	1 県内の工場等の概要
2 基準年度、計画期間及び報告対象年度	
3 計画書(報告書)の公表方法等	
4 温室効果ガス排出抑制のための基本方針	2 温室効果ガス排出抑制のための基本方針
5の1 温室効果ガス排出抑制のための組織体制	3 温室効果ガス排出抑制のための組織体制
5の2 温室効果ガス排出抑制のための会議対等の名称及び開催頻度	
6の1 エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に係る目標及び実績	4の1 エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に係る目標及び実績
6の2 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制に係る目標及び実績	4の2 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制に係る目標及び実績
6の3 自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に係る目標及び実績	
7 重点対策の実施状況	8 重点対策の実施状況
8 排出抑制目標達成のための具体的な措置	5 排出抑制目標達成のための具体的な措置
9 自然エネルギー源利用設備等の導入状況	7 自然エネルギー源利用設備等の導入状況
10 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出実績	
11 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績	6 エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績
12 次世代車使用台数等の導入状況	
13 交通対策状況	9 交通対策状況
14 環境配慮活動状況	10 環境配慮活動状況
15 自由記載欄	11 自由記載欄

※ 記載内容は、第3次計画期間で使用する様式の内容となります。第2次計画期間で使っている様式と異なりますのでご注意ください。

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 3. 「重点対策」とは

温室効果ガスの排出を抑制するために、大きな工場等において進めていただく対策であり、評価の対象となる。

- 「**エネルギー使用量1500kl/年**」「**その他ガス3000t以上**」該当  
個別票の重点対策欄に記載：評価の対象（50点/150点）
- 「**自動車**の台数が200台以上」該当  
総括票の重点対策欄に記載：評価の対象（50点/150点）
- 4つの段階がある。（Ⅰ⇒Ⅱ⇒Ⅲ⇒Ⅳ）  
エネルギー消費量、温室効果ガス排出量、自動車台数の要件毎に基準が設けられている。



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 3. 「重点対策」とは

#### ① エネルギー使用量の要件を満たす工場等

- ・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 1 号該当事業者

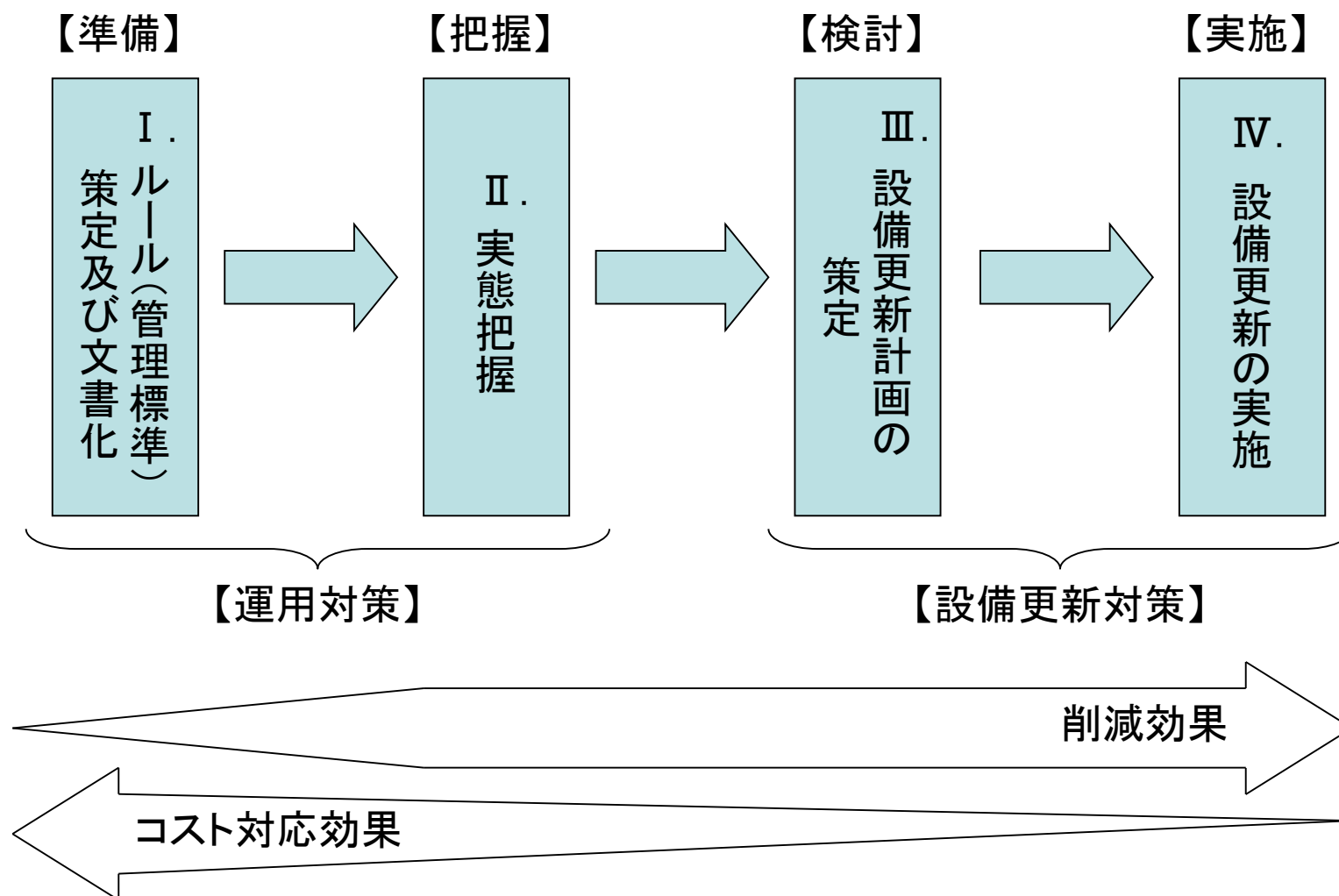
段階 (ステップ)	内容
I	ルール（管理標準）策定及び文書化
II	実態把握
III	設備更新計画の策定
IV	設備更新の実施

- I. まずは、一定の設備の一定の情報(様式4)に関するルールを明文化する。
- II. 上記のルールによる設備の管理がなされ、実態(各種情報)を把握している。
- III. 上記の実態把握を踏まえ、対策が検討され効果が見積もられている。
- IV. 上記の検討に基づく対策の実施

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 3. 「重点対策」とは

#### ① エネルギー消費量の要件を満たす工場等



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 3. 「重点対策」とは

#### ②その他ガス合計の要件を満たす工場等

- ・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 2 号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 封入機器の管理
II	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用量の把握
III	代替方策の検討等
IV	代替方策の実施等

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 3. 「重点対策」とは

#### ③自動車台数の要件を満たす事業者

- ・ 条例第 12 条第 1 項第 2 号及び規則第 4 条第 3 項該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I・II	燃料使用量等の定期的な把握、エコドライブの励行
III	次世代自動車の導入計画
IV	次世代自動車の導入



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 4. 添付資料(計画書・報告書以外の提出物)

#### ● 記載事項の事実確認を客観的に行うための資料

##### ① 排出量の算定根拠資料

⇒「**排出量計算シート**」: 活動量等入力⇒排出量等出力

##### ② クレジットの取得量、オフセット対象範囲、オフセット対象年度等 クレジットに関する取組状況が確認できる資料

⇒「**クレジット等に関する取組状況**」の根拠

##### ③ 重点対策の実施状況が確認できる資料で指針別表3に掲げる もの(ただし、管理標準は除く。)

⇒「**様式4 管理実態**(照明設備、空調機、熱源設備・・・)」等 (エネ対象)

⇒「**様式5 現状把握**(冷凍機、消火設備・・・)」等 (その他ガス対象)

##### ④ その他必要な資料



## 4. 添付資料(提出書類、提出方法)

### 提出書類(計画書の場合)

名称	対象	備考
事業活動温暖化対策計画書 <b>提出書(2号)</b>	全ての事業者	・代表者名を記載(県内工場等の代表者も可) ・電子データ必要
事業活動温暖化対策計画書( <b>総括票</b> )	全ての事業者	電子データ必要
事業活動温暖化対策計画書( <b>個別票</b> )	・原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の工場等 ・その他ガスの合計排出量がCO <sub>2</sub> 換算で3,000t-CO <sub>2</sub> 以上の工場等	電子データ必要
排出量の <b>算定根拠資料</b>	全ての事業者	・「 <b>排出量計算シート</b> 」を利用可能 ・電子データ必要
重点対策の実施状況確認資料	自動車を200台以上 <b>使用</b> する事業者又は個別票を作成した事業者	様式4、様式5を含む
クレジットの取得量、オフセット対象範囲・対象年度が確認できる資料	計画書に、グリーンエネルギー証書、J-クレジット制度により創出されたクレジット、県が認証したクレジットを <b>使用した事業者</b>	



## 4. 添付資料(提出書類、提出方法)

### 提出書類(報告書の場合)

名称	対象	備考
事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書提出書(3号)	全ての事業者	・代表者名を記載(県内工場等の代表者も可) ・電子データ必要
事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書(総括票)	全ての事業者	電子データ必要
事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書(個別票)	・原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の工場等 ・その他ガスの合計排出量がCO <sub>2</sub> 換算で3,000t-CO <sub>2</sub> 以上の工場等	電子データ必要
排出量の算定根拠資料	全ての事業者	・「排出量計算シート」を利用可能 ・電子データ必要
重点対策の実施状況確認資料	個別票を作成した事業者及び自動車を200台以上使用する事業者	様式4、様式5を含む
クレジットの取得量、オフセット対象範囲・対象年度が確認できる資料	報告書に、グリーンエネルギー証書、J-クレジット制度により創出されたクレジット、県が認証したクレジットを使用した事業者	

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 4. 添付資料(報告書提出時の留意点)

基本的に前年度の提出書類に加筆・修正する方式

### 重点対策の実施状況確認資料について

- 前年度までに提出した資料と全く同じものの再提出は不要
- 前年度までに実施済となり確認が済んだ対策については基本的に添付不要だが、同等の施設を増設した場合等、把握している変更があれば反映して添付する

重点対策の実施  
状況確認資料  
(指針別表3)

(様式4)

重点対策の実施  
状況確認資料  
(指針別表3)

(様式5)

重点対策の実施  
状況確認資料  
(自動車に係る  
もの)  
(指針別表3)

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 5. 評価基準

条例第13条の規定による評価は、

- ① 計画書
- ② 計画期間の初年度から最終年度までの実施状況  
等が記載された報告書

について、総括票と個別票それぞれについて  
S、AA、A、B、Cの5段階で行う。

(指針 第7)



## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 5. 評価基準

100点満点

表 1 評価基準

	評価	評価基準	適用対象
5段階評価	S	85 以上	条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票
	AA	70 以上 85 未満	
	A	50 以上 70 未満	
	B	30 以上 50 未満	
	C	30 未満	
5段階評価	S	135 以上	・ 条例第 12 条第 1 項第 2 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票 ・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の個別票
	AA	120 以上 135 未満	
	A	100 以上 120 未満	
	B	50 以上 100 未満	
	C	50 未満	

150点満点

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 5. 評価基準

表. 平成29年度提出報告書(総括票) **第1次実績の評価**  
 評価結果 (エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出事業者のみ)

基準点数	評価	事業者数	構成比 (%)
85以上	S	6	2.2
70以上85未満	AA	80	28.8
50以上70未満	A	53	19.1
30以上50未満	B	42	15.1
30未満	C	97	34.9
合計		278	100.0

## Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

### 5. 評価基準

表. 平成29年度提出計画書(総括票) **第2次計画の評価**  
 評価結果 (エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出事業者のみ)

基準点数	評価	事業者数	構成比 (%)
85以上	S	2	0.7
70以上85未満	AA	104	34.6
50以上70未満	A	126	41.9
30以上50未満	B	42	14.0
30未満	C	27	9.0
合計		301	100.0